

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第22号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成27年上尾市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「登録」を「認定」に改める。

第5条第16項第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同号イ中「医療保険各法」の次に「の規定」を加え、同項第2号中「国民健康保険法」を「医療保険各法の規定」に改め、同条第17項第2号ア中「による保険給付」を「保険給付」に改める。

別表7の項中「及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。